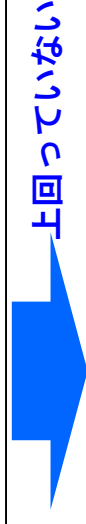


(2) 設置経費の財源の考え方

- ◇設置経費の財源は、申請時点で負債性のない自己資金で保有していることが必要。
- ◇保有形態は、現金預金のほか国債等の有価証券で一定の要件を満たすものでも可。

貸借対照表を基礎とする財源のフローチャート（基本的な考え方）

① 【現金預金－（流動負債＋第4号基本金）】が設置経費を上回っているか。



② 前受金以外の流動負債に対応した資産を有する場合、それらを除いた上で上記①が設置経費を上回っているか。



③ 設置経費の支払時期までに現金化出来る有価証券（注1）がある場合、それを財源に加えた上で上記①が設置経費を上回っているか。

上回っている



財源を、負債性のない自己資金等で保有している。

財源の説明がつかない。
計画の見直しが必要。
(注2)

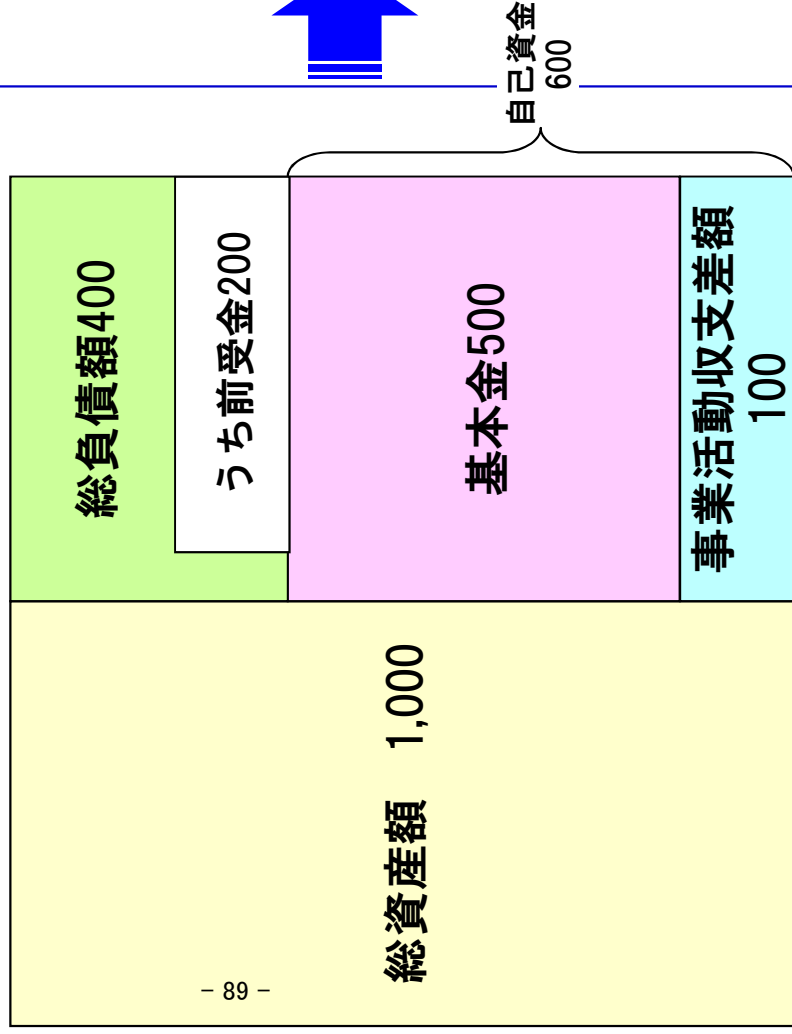
(注1) 審査基準第一の一の(十)の才（財源の保有形態）に留意が必要。

(注2) 第4号基本金に対応した資産や設置財源に充当できる特定資産を保有している場合は、個別にご相談いただきたい。

(3) 負債率

- ◇ 「学校法人の寄附行為及び寄附行為の変更の認可に関する審査基準」で規定している「負債率」は、「総資産額」に占める「前受金を除く総負債額」の割合。
- ◇ この「負債率」は、日本私立学校振興・共済事業団が毎年度作成している「今日の私学財政」に掲載されている「総負債比率」や「負債比率」とは算出方法が異なるので留意が必要。

1. 貸借対照表の状況



2. 負債率等の算出方法

① 負債率（審査基準）

総資産額に占める前受金を除く総負債額の割合

$$(\text{総負債額} 400 - \text{前受金} 200) \div \text{総資産額} 1,000 \times 100 = 20\%$$

② 総負債比率（私学事業団「今日の私学財政」）

総資産額に占める総負債額の割合

$$\text{総負債額} 400 \div \text{総資産額} 1,000 \times 100 = 40\%$$

③ 負債比率（私学事業団「今日の私学財政」）

自己資金(基本金+事業活動収支差額)に占める総負債額の割合

$$\text{総負債額} 400 \div \text{自己資金} 600(\text{※}) \times 100 = 66.7\%$$

$$\text{※ 自己資金} = \text{基本金} + \text{事業活動収支差額}$$

(4) 負債償還率

- ◇ 「学校法人の寄附行為及び寄附行為の変更の認可に関する審査基準」で規定している「負債償還率」は、「事業活動収入」に占める「負債償還額（元本＋利息）」の割合。
- ◇ 「負債償還率」を算出する際、「短期借入金」を除外することが可能であるが、この「短期借入金」は、「学校法人会計基準」における「短期借入金」とは取り扱いが異なるので、留意が必要。

① 算出方法

$$(\text{借入金等返済支出} + \text{借入金等利息支出}) \div \text{事業活動収入} \times 100 \leq 20\%$$

- ・ 短期借入金（借入を行う年度内に償還期限が到来するものに限る）は除外することが可能。
- ・ 借入金を繰上償還した場合は、当該償還額は除外することが可能。

② 短期借入金の取扱い

- ア 「学校法人の寄附行為及び寄附行為の変更の認可に関する審査基準」上の取扱い
➡ 借入を行う年度内に償還期限が到来するものに限る（借入時期と償還期限が同一年度内）
- イ 「学校法人会計基準」上の取扱い
➡ 償還期限が貸借対照表日後1年以内に到来するもの（借入時期と償還期限が年度をまたぐ）

(5) 管理運営体制等

① 管理運営体制

大学等を設置する学校法人にふさわしい管理運営体制が整備されていることが必要

ア 理事長の資質

- ・業務の全般について主導的な役割等を果たすために必要な知識又は経験

イ 理事体制の整備

- ・理事相互間の情報及び意見交換の機会の十分な確保

ウ 他の学校法人の役員との兼職の制限，役員の構成（教学側の意向が適切に反映される構成）

エ 監事の支援体制の整備

- ・業務や財務に係る情報提供，内部監査部門等との情報共有，監事業務をサポートする人員の配置

オ 管理運営上必要な諸規程の整備（以下参照）

力（偽りや不正行為により）不認可期間の設定の適用を受けた者が特定期間を経過した後に申請する場合，再発防止のための必要な措置 など

- 91 -

＜学校法人の管理運営上必要な諸規程の例＞

【組織・総務関係】

組織規程，事務分掌規程，稟議規程，文書取扱（接受，保管）規程，公印取扱規程，個人情報保護に関する規程，情報公開に関する規程，公益通報に関する規程

【人事・給与関係】

就業規則，教職員任免規程，定年規程，役員報酬規程（支給する場合），教職員給与規程，役員退職金支給規程（支給する場合），教職員退職金支給規程，旅費規程

【財務関係】

会計・経理規程，固定資産管理規程，物品管理規程，資産運用に関する規程 など



② 管理運営状況，事務処理状況

学校等の管理運営において，適正を欠く事実がないことが必要。この場合，以下の事項に留意。

ア 法令に基づく登記，届出，報告等の適正な実施

イ 役員間，教職員間又はこれらの者の間における訴訟その他の紛争

ウ 日本私立学校振興・共済事業団からの借入金の償還，その徴収する掛金，公租公課の支払状況

エ インターネットの利用その他の適切な方法による財務情報の公表の状況

<管理運営体制，管理運営状況，事務処理体制についての留意点（主な指摘例）>

○ 役員，評議員の構成が特定の親族や高齢に偏向

○ 監事の職務執行状況や監事を機能させるための支援体制・取組が不十分

○ 役員が法人の運営状況を把握するための体制が不十分（理事長の出勤状況，理事・監事の理事会等への出席状況，理事会の開催頻度，理事会・評議員会の遠隔地での開催など）

○ 役員，評議員の選任方法が不適切（遡及した選任，理事会等の承認を経ずに選任など）

○ 理事会，評議員会の運営が不適切（開催順序の誤り，書面による持ち回り，理事会，評議員会の同時開催，白紙委任など）

○ 学校法人と理事長個人が利益相反行為にあたる契約を締結

○ 資金管理が不適切（関連法人への不適切な担保提供，書面による確認のないままの債務保証など）

○ 財務関係書類等の備え付けが遅延，作成すべき書類が未作成

○ 法令に基づく登記の不備（代表権の登記，資産総額変更登記など）

○ 財務関係書類の利害関係人への閲覧（閲覧対象書類，閲覧の対象者）が不十分

○ 財務状況の一般公開（ホームページへの掲載）が未実施又は不十分

○ 休校中の学校等や休止中の収益事業について，今後の取扱いが未定

③ 財務状況等

大学等を設置する学校法人にふさわしい財務状況等が確保されていることが必要。
この場合、以下の事項に留意。

- ア 収支バランス、ストックの状況、及び各種財務関係比率の状況
- イ 財政計画の作成状況
- ウ 寄附金、補助金の収納状況

<財務状況等における主な指摘例>

- 事業活動収支差額がマイナスの状態で継続
- 事業活動支出に対する教育研究経費の割合が同系統の大学等を設置する学校法人に比べて低い（低下傾向にある）
- 学生生徒等納付金に対する経常経費支出の割合が同系統の大学等を設置する学校法人に比べて低い
- 負債率や負債償還率が高い
- 収支の均衡を前提とした中長期的な財政計画の策定・実施等、財政基盤の安定確保
- 既設校の定員未充足の改善
- 補助金の確実な収納
- 設置経費の財源として適当と認められる寄附金であることの説明



(1) 審査スケジュール



【大学等新設案件】

約7ヶ月

(※3ヶ月延長)

【学部等新設案件】

約5ヶ月

開設前々年度の3月末（※2ヶ月前倒し）

3. 学校法人分科会による審査の概要

(1) 審査体制

① 設置構想審査（大学新設のみ）の実施

- ◇ 審査の最初の段階で、理事長（予定者）及び学長予定者を直接面接し、設置の理念など設置構想の根幹的な事項について審査。
- ◇ 地元自治体から大学への期待や連携への意識等を確認。

② 学生確保等に関する審査の実施

- ◇ 経営基盤の安定確保のための最重要課題である、学生確保の観点から審査を実施し、学校法人の健全な経営の確保に必要な指導、助言を行うことを目的。
 - ※ 審査の観点等は次項参照

③ 大幅な定員未充足が生じた場合の対応方針・方策（いわゆるリスクシナリオ）の確認

- ◇ 必要に応じ、定員充足しない場合の財務計画や教育研究への影響に係る基本方針(認識)について書面により確認。
- ◇ 必要に応じ、具体的な資金計画等を確認。

＜学生確保等に関する審査の主な観点＞

ア 調査結果に客観性が担保されているか。(対応例:回答者の属性を明らかにした第三者の調査, 公的機関による調査)

イ 調査の適切性が担保されているか。

- ・調査時期は適切か。(古くないか)
- ・調査対象は適切か。(アドミッションポリシーや受入実績との整合)
- ・アンケート調査の場合, 対象者に必要な情報を明示しているか。
明示すべき事項例: ①学部学科の名称 ②設置の理念, 養成する人物像 ③設置場所(アクセス) ④学生納付金⑤競合する大学・学部学科等の名称 等
- ・アンケート調査の場合, 設問項目は適切か。(入学の意思を明確に確認できる設問か, 単なる意識調査にとどまっていないか)

ウ 重層的な調査(確認)がなされているか。(対応例:高校生へのアンケート調査, 競合校の状況(全国的な状況, 近隣の状況), 学校基本調査や志願動向調査に基づく自己分析を実施)

エ 既設校において定員が確保されているか。(対応例:学部学科の改編, 未充足学部等の定員縮小)

オ 学生納付金の設定は適切か。(対応例:既設学部や近隣の競合校等の状況を把握・分析)

カ 学生確保に向けた具体的な取組を組織的に行っているか。

キ 長期的かつ安定的に入学定員を上回る入学希望者がいることの合理的な説明がなされているか。

(2) 審査の方法等

①面接(書面)審査

- ◇大学新設案件については11月～12月頃に設置構想審査を、2月～3月頃に面接審査を実施。学部等新設案件については5月頃に面接審査または書面審査を実施。
- ◇面接審査(各申請者からのヒアリング形式)の対象者は分科会で決定。
- ◇分科会が面接審査の必要がないと判断した案件は書面により審査。

申請

諮問

伝達意見への回答

意見伝達

答申

認可

②実地調査(※)

- ◇大学新設案件については5月頃に、学部等新設案件については7月～8月頃現地で実施。
- ◇伝達意見への対応状況等についてのヒアリングのほか、施設、設備等の整備状況の現地確認、証憑書類の確認等を実施。

- ※ 申請区分等によっては、「実地調査」を行わない場合がある。
- ※ 大学新設案件についても、6月の追加書類提出後必要に応じて7～8月頃に追加で「実地調査等」を再度実施する場合がある。

(3) 設置経費の財源の確認

設置経費等の財源は①申請時に、②寄附金、資産売却収入、その他学校法人の負債とならない収入により積み立てられた資産を保有していることが必要。

①申請時

<大学新設案件>

- ◇ 開設前々年度の10月末までに財源を保有していることが必要。
- ◇ 開設前々々年度（29年度開設は26年度末）の貸借対照表にて財源を確認。
- ◇ 6月末の追加書類提出時に改めて、それ以降の支払い等に係る自己財源の保有状況を確認。

- 98 -

<学部等新設案件>

- ◇ 開設前々年度の3月末までに財源を保有していることが必要。
- ◇ 開設前々々年度（29年度開設は27年度末）の貸借対照表にて財源を確認。

②負債性の無い自己資金等

- ◇ 借入金により調達した寄附金は設置経費として認められない。この場合、寄附者が行った借入に限らず、その原資が借入れによるものである場合も設置経費として認められない。
- ◇ 設置経費相当額の資産を保有している場合には設置経費等の二分之一を超えない範囲で借入金充てることが可能。



(4) 予算・決算書の作成について

学校法人会計基準の改正

- ◇ 学校法人会計基準の改正に伴い、平成27年度予算から新基準による作成が必要。
→ 「学校法人の寄附行為等の認可申請に係る書類の様式等（平成6年文部省告示第117号、27年29号改正）」
による様式にて作成が必要。（平成26年度決算を含め、新会計基準に置き換えて作成）

<改正の一例（様式10号その2）>

【消費収支予算決算総括表】

様式第10号その2(第12条関係)

(用紙 日本工業規格A4横型)

消費	收費	收支	預算	決算	總括	表
----	----	----	----	----	----	---

(収入の部)	年 度		年度		年度		年度		開 設 年 度		完 成 年 度	
	法人全体	法人全体	法人全体	法人全体	法人全体	法人全体	新設校分	法人全体	新設校分	法人全体	新設校分	法人全体
科 目												
学生生徒納付金												
手数料												
寄付金												
補助金												
資産運用収入												
資産売却差額												
事業収入												
雑収入												

【事業活動収支予算決算総括表】

様式第10号その2(第12条関係)

(用紙 日本工業規格A4楕型)

表站總算次算手文收動與業博

[illegible]